

横浜特定複合観光施設設置運営事業 募集要項  
修正箇所対照表

頁	項目番号	修正前	修正後
38	第5-5-(4) -オ-(ア)	応募企業等が、代表企業以外の応募グループ構成員、協力企業若しくはこれらの顧問弁護士等、本事業のために融資若しくは保証を行う予定の金融機関、応募アドバイザー又は本公募において応募企業等のために業務を行う通訳者・翻訳者等のうち守秘義務対象開示資料を知る必要がある最低限度の者) (後略)	応募企業等が、代表企業以外の応募グループ構成員、協力企業、本事業のために融資若しくは保証を行う予定の金融機関若しくはこれらの顧問弁護士等、応募アドバイザー又は本公募において応募企業等のために業務を行う通訳者・翻訳者等のうち守秘義務対象開示資料を知る必要がある最低限度の者) (後略)